

代行運転役務の提供の条件に関する説明書（記載例）

氏名又は名称

連絡先

(代行)

運転代行業務従事者の氏名	
適用する料金の内容	
適用する自動車運転代行業約款	当社は「標準自動車運転代行業約款」（平成14年5月24日国土交通省告示第455号）（最終改正平成28年4月15日国土交通省告示第674号、施行平成28年10月1日）を適用しています。 概要は、裏面のとおりです。 「自動車運転代行業約款」をご覧になりたい方は係員にお申し付けください。
その他	随伴用自動車により旅客自動車運送事業に該当する行為はできません。

(裏面)

【標準自動車運転代行業約款の概要（記載例）】

1 係員の指示

利用者は、当社の運転者（代行運転自動車を運転する者をいう。以下同じ。）その他の係員が代行運転自動車の運行の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

2 代行運転役務の提供及びその継続の拒絶

当社は、次のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。

- ・道路運送法、道路交通法その他の法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- ・利用者が当社の運転者その他の係員に対し代行運転役務の提供に支障を来す行為を行ったとき。
- ・泥酔等により利用者が行先を明瞭に告げられないとき。

3 料金の収受

当社は、代行運転役務の提供の終了の際に料金の支払いを求めます。当社は、料金を収受した場合であって利用者の求めがあったときは、収受した料金の額を記載した領収証を発行します。

4 利用者及び第三者に対する責任

当社は、当社の代行運転自動車及び随伴用自動車（以下「代行運転自動車等」という。）の運行によって、利用者若しくは第三者の生命若しくは身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車等の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該利用者又は当社の運転者その他の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに代行運転自動車等に構造上の欠陥又は機能の障害があったことを証明したときは、この限りではありません。

5 利用者の責任

当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。